

添付法令資料 4 :

証券及び証券市場の分野における行政違反処罰を定めるベトナム政府の議定  
(目次)

2020 年 12 月 31 日付第 156/2020/ND-CP 号議定 / 21.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
- 第 2 章 行政違反行為、処罰形式及び結果克服措置
  - 第 1 目 私募証券の募集及び発行に関する規定違反行為 (第 8 条)
  - 第 2 目 ベトナムにおける公募証券の募集に関する規定違反行為 (第 9 条及び第 10 条)
  - 第 3 目 国際市場への債券発行、外国における証券募集及び外国における証券預託証券募集の基礎となる新規証券発行又はベトナムにおける発行済株券を基礎とする外国における証券預託証券発行支援に関する規定違反行為 (第 11 条)
  - 第 4 目 株券追加発行に関する規定違反行為 (第 12 条)
  - 第 5 目 公開会社に関する規定違反行為 (第 13 条ないし第 16 条)
  - 第 6 目 公開買付けに関する規定違反行為 (第 17 条)
  - 第 7 目 証券上場及び証券取引登記に関する規定違反行為 (第 18 条及び第 19 条)
  - 第 8 目 証券取引市場組織に関する規定違反行為 (第 20 条ないし第 23 条)
  - 第 9 目 証券経営及び証券業務従事に関する規定違反行為 (第 24 条ないし第 32 条)
  - 第 10 目 証券取引に関する規定違反行為 (第 33 条ないし第 36 条)
  - 第 11 目 証券の登記、預託、クリアリング及び決済、監察銀行並びに預託銀行に関する規定違反行為 (第 37 条ないし第 41 条)
  - 第 12 目 情報の公表及び報告に関する規定違反行為 (第 42 条及び第 43 条)
  - 第 13 目 公開会社、上場組織、公募証券募集実施組織、証券会社、証券投資会社及び証券投資ファンド管理会社の監査に関する規定違反行為 (第 44 条)
  - 第 14 目 証券及び証券市場分野におけるマネーロンダリングの予防及び対策並びにテロの予防及び対策に関する規定違反行為 (第 45 条)
  - 第 15 目 権限を有する国家機関の調査及び検査に関する規定違反行為 (第 46 条)
- 第 3 章 行政違反の処罰及び記録作成の権限並びに補充処罰形式及び結果克服措置の適用 (第 47 条ないし第 51 条)
- 第 4 章 施行条項 (第 52 条ないし第 54 条)